

		改正案		現行	
事業場の 工場	許容限度(単位)	リットルにつきミリ	リットルにつきミリ	許容限度(単位)	リットルにつきミリ
	グラム			グラム	
指定	工場及び指定	工場及び指定	工場及び指定	指定	工場及び指定作
位	一	一	一	位	一
		地下に浸透される汚水(単位)	地下に浸透される汚水(単位)	地下に浸透される汚水(単位)	地下に浸透される汚水(単位)
		公共用水域に排出される汚水	公共用水域に排出される汚水	公共用水域に排出される汚水	公共用水域に排出される汚水
		（一）有害物質に係る基準	（一）有害物質に係る基準	（一）有害物質に係る基準	（一）有害物質に係る基準
		四 汚水	四 汚水	四 汚水	四 汚水
		別表第七 工場及び指定作業場に適用する規制基準（第六十八条関係）	別表第七 工場及び指定作業場に適用する規制基準（第六十八条関係）	別表第七 工場及び指定作業場に適用する規制基準（第六十八条関係）	別表第七 工場及び指定作業場に適用する規制基準（第六十八条関係）
		一から三まで（現行のとおり）	一から三まで（現行のとおり）	一から三まで（略）	一から三まで（略）
		別表第五及び別表第六（現行のとおり）	別表第五及び別表第六（現行のとおり）	別表第五及び別表第六（略）	別表第五及び別表第六（略）
		九 ポリ塩化ビフェニル	九 ポリ塩化ビフェニル	九 PCB	九 PCB
		十から二十四まで（現行のとおり）	十から二十四まで（現行のとおり）	十から二十四まで（略）	十から二十四まで（略）
		二十五 ほう素及びその化合物	二十五 ほう素及びその化合物		
		二十六 ふっ素及びその化合物	二十六 ふっ素及びその化合物		
		別表第四 有害物質（第二条関係）	別表第四 有害物質（第二条関係）	別表第四 有害物質（第二条関係）	別表第四 有害物質（第二条関係）
		一から八まで（現行のとおり）	一から八まで（現行のとおり）	一から八まで（略）	一から八まで（略）
		第一条から第六十五条まで（現行のとおり）	第一条から第六十五条まで（現行のとおり）	第一条から第六十五条まで（略）	第一条から第六十五条まで（略）
		別表第一から別表第三まで（現行のとおり）	別表第一から別表第三まで（現行のとおり）	別表第一から別表第三まで（略）	別表第一から別表第三まで（略）

項目・設置区分	水域区分		種類	
	水道水源水域	一般水域A、 一般水域B、 島しょ及びその 海域	作業場	作業場
(一)から八まで (現行のとおり)	〇・〇〇三	〇・〇〇三	ツトルに つきミリ	ツトルに つきミリ
(九)ポリ塩 化ビフェ ニル	新設 検出されないこ と。	〇・〇〇三	〇・〇〇 〇五	〇・〇〇 〇五
既設	〇・〇〇三			
十から■まで (現行のとおり)	新設 ほう素として 一	海域以外の公共用水 域に排出される場合 にあってはほう素と して一〇	ほう素と して〇	ほう素と して〇
既設	ほう素として 一〇	海域に排出される場 合にあってはほう素 として一三〇	・二	・二
■ふっ素 及びその 化合物	新設 ふっ素として 〇・八	海域以外の公共用水 域に排出される場合	ふっ素と して〇	ふっ素と して〇

項目・設置区分	水域区分		種類	
	水道水源水域	一般水域A、 一般水域B、 島しょ及びその 海域	作業場	作業場
(一)から八まで (略)	〇・〇〇三	〇・〇〇三	ツトルに つきミリ	ツトルに つきミリ
(九)P C B	新設 検出されないこ と。	〇・〇〇三	〇・〇〇 〇五	〇・〇〇 〇五
既設	〇・〇〇三			
十から■まで (略)	新設 ほう素として 一	海域以外の公共用水 域に排出される場合 にあってはほう素と して一〇	ほう素と して〇	ほう素と して〇
既設	ほう素として 一〇	海域に排出される場 合にあってはほう素 として一三〇	・二	・二
■ふっ素 及びその 化合物	新設 ふっ素として 〇・八	海域以外の公共用水 域に排出される場合	ふっ素と して〇	ふっ素と して〇

化合物	既設	ふっ素として	にあつてはふっ素として 八	・二
			八	
			海域に排出される場合にあつてはふっ素として 一五	

備考

一 新設の工場とは次に掲げる工場をいい、既設の工場とは新設の工場以外の工場をいう。指定作業場の新設と既設の区分についても同様とする。(別表第七 四の部三)の款の窒素含有量及び燃含有量に係る基準を除き、以下同じ。)

(一) 平成十三年四月一日以後の着工に係る工場。ただし、ほう素若しくはその化合物又はふっ素若しくはその化合物を含む汚水を排出する工場にあつては、平成十四年四月一日以後の着工に係る工場

(二) 平成十三年三月三十一日において既に設置され、又は着工している工場で、同年四月一日以後に汚水の発生施設の構造を変更(排水量が増加するものに限る。)するもの。ただし、ほう

備考

一 新設の工場とは次に掲げる工場をいい、既設の工場とは新設の工場以外の工場をいう。指定作業場の新設と既設の区分についても同様とする(別表第七 四の部三)の款の基準の場合を除き、以下同じ。)

(一) 平成十三年四月一日以後の着工に係る工場

(二) 平成十三年三月三十一日において既に設置され、又は着工している工場で、同年四月一日以後に汚水の発生施設の構造を変更(排水量が増加するものに限る。)する工場

素若しくはその化合物又はふつ素若しくはその化合物を含む汚水を排出する工場にあつては、平成十四年三月三十一日において既に設置され、又は着工している工場で、同年四月一日以後に汚水の発生施設の構造を変更（排水量が増加するものに限る。）するもの

(三) 平成十三年三月三十一日において既に設置され、又は着工している工場で、同年四月一日以後に下水道法第十条第一項ただし書の規定による許可を受けたもの。ただし、ほう素若しくはその化合物又はふつ素若しくはその化合物を含む汚水を排出する工場にあつては、平成十四年三月三十一日において既に設置され、又は着工している工場で、同年四月一日以後に同項ただし書の規定による許可を受けたもの

二から四まで (現行のとおり)

五 有害物質の検定は、排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法に定める方法によるものとする。

六 (現行のとおり)

(三) 平成十三年三月三十一日において既に設置され、又は着工している工場で、同年四月一日以後に下水道法第十条第一項ただし書の規定による許可を受けた場合における当該許可に係る工場

二から四まで (略)

五 有害物質の検定は、排水基準を定める総理府令（昭和四十六年総理府令第三十五号）の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法に定める方法によるものとする。

六 (略)

(二) 有害物質、窒素含有量及び**び**燃含有量を除く項目に係る基準
 ア 工場に係る基準

項目・設置区分 (一)及び(二) (現行のとおり)	排水量区分		水域区分		許容限度(単位 リットルにつきミリグラム)(一)(二)(四)及び び に掲げる項目を除く。)	公共用水域に排出される汚水
	排水量	が五〇	水道水源水域	一般水域A		
	排水量	が五〇	排水量			
	排水量	が五〇	排水量	の海域		
	排水量	が五〇	排水量			
	排水量	が五〇	排水量	の海域		
	排水量	が五〇	排水量			
	排水量	が五〇	排水量	の海域		

この基準の適用については、次に掲げるところによる。

(三) 削除	(四)から(一)まで (現行のとおり)
削除	(現行のとおり)

(二) 有害物質、窒素含有量及び**び**燃含有量を除く項目に係る基準
 ア 工場に係る基準

項目・設置区分 (一)及び(二) (略)	排水量区分		水域区分		許容限度(単位 リットルにつきミリグラム)(一)から(四)まで及び び に掲げる項目を除く。)	公共用水域に排出される汚水
	排水量	が五〇	水道水源水域	一般水域A		
	排水量	が五〇	排水量			
	排水量	が五〇	排水量	の海域		
	排水量	が五〇	排水量			
	排水量	が五〇	排水量	の海域		
	排水量	が五〇	排水量			
	排水量	が五〇	排水量	の海域		

この基準の適用については、次に掲げるところによる。

(三) 臭気	(四)から(一)まで (略)
臭気度四を超える不快な臭気を帯びていないこと。	(略)
弗素含有量	一五

	<p>一 (現行のとおり)</p> <p>二 第二類工場のうち排水量が五十立方メートル未満の工場(次号又は第四号若しくは第五号に該当するものを除く。)にあつては、この表の(五)から(五)まで及び(五)に掲げる項目については、適用しない。</p> <p>三 処理対象人員が二〇一人以上のし尿浄化槽を有する第二類工場のうち排水量が五十立方メートル未満の工場にあつては、この表の(五)から(五)まで及び(五)に掲げる項目については、前号の規定にかかわらず、当該別表第七 四の部(二)の款イの項イの表の基準を適用する。</p> <p>四及び五 (現行のとおり)</p>
--	--

備考

<p>一及び二 (現行のとおり)</p> <p>三 有害物質、窒素含有量及び燐含有量を除く項目の検定は、次に掲げる方法によるものとする(以下イ指定作業場に係る基準における検定方法において同じ。)</p> <p>(一) (現行のとおり)</p> <p>二 削除</p> <p>三 (現行のとおり)</p> <p>四 其他の項目 排水基準を定める省令(昭和四十六年総理府令</p>	
--	--

	<p>一 (略)</p> <p>二 第二類工場のうち排水量が五十立方メートル未満の工場(次号又は第四号若しくは第五号に該当するものを除く。)にあつては、この表の(五)から(五)まで、及び(五)に掲げる項目については、適用しない。</p> <p>三 処理対象人員が二〇一人以上のし尿浄化槽を有する第二類工場のうち排水量が五十立方メートル未満の工場にあつては、この表の(五)から(五)まで、及び(五)に掲げる項目については、前号の規定にかかわらず、当該別表第七 四の部(二)の款イの項イの表の基準を適用する。</p> <p>四及び五 (略)</p>
--	--

備考

<p>一及び二 (略)</p> <p>三 有害物質、窒素含有量及び燐含有量を除く項目の検定は、次に掲げる方法によるものとする(以下イ指定作業場に係る基準における検定方法において同じ。)</p> <p>(一) (略)</p> <p>二 臭気 日本工業規格K〇一〇二・10・2に定める方法</p> <p>三 (略)</p> <p>四 其他の項目 排水基準を定める総理府令(昭和四十六年総理</p>	
--	--

第三十五号)の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検
定方法に定める方法

イ 指定作業場に係る基準

(ア) 下水処理場又はし尿処理施設(し尿浄化槽を除く。)を有する
事業場

(四)から■まで (現行のとおり)	(三) 削除	(一)及び(二) (現行のとおり)	設置区分	項目・	指定作業場の種類	許容限度 (単位 一リットルにつきミリグラム (一)、(二)、(四)及び■に掲げる項目を除く。)	公共用水域に排出される汚水
			水域区分	水域区分			

府令第三十五号)の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に
係る検定方法に定める方法

イ 指定作業場に係る基準

(ア) 下水処理場又はし尿処理施設(し尿浄化槽を除く。)を有す
る事業場

(四)から■まで (略)	(三) 臭気	(一)及び(二) (略)	設置区分	項目・	指定作業場の種類	許容限度 (単位 一リットルにつきミリグラム (一)から(四)まで及び■に掲げる項目を除く。)	公共用水域に排出される汚水
			水域区分	水域区分			

		削除			
		(現行のとおり)		この基準の適用は、次に掲げるとおりとする。	
		一及び二 (現行のとおり)		備考 (現行のとおり)	
(イ) し尿処理施設(し尿浄化槽に限る。)を有する事業場					
施設規模		水域区分		場の種類	
処理対	象人員	水道水源水域	し尿浄化槽を有する事業場	公共用水域に排出される汚水	
が五	象人員	一般水域 A	指定作業 許容限度単位 一リットルにつきミリグラム(一)、(二)(四)及び に掲げる項目を除く。()		
一人以	象人員	一般水域 B			
上	が五	の海域	島しょ及びそ		
○人以	一人以				
上	が五				
○人以	一人以				
上	が五				
○人以	一人以				
上	が五				
○人以	一人以				

		弗素含有量		一五	
		(略)		この基準の適用は、次に掲げるとおりとする。	
		一及び二 (略)		備考 (略)	
(イ) し尿処理施設(し尿浄化槽に限る。)を有する事業場					
施設規模		水域区分		場の種類	
処理対	象人員	水道水源水域	し尿浄化槽を有する事業場	公共用水域に排出される汚水	
が五	象人員	一般水域 A	指定作業 許容限度単位 一リットルにつきミリグラム(一)から(四)まで及 びに掲げる項目を除く。()		
一人以	象人員	一般水域 B			
上	が五	の海域	島しょ及びそ		
○人以	一人以				
上	が五				
○人以	一人以				
上	が五				
○人以	一人以				
上	が五				
○人以	一人以				

水域区分	水道水	指定 作業場 に掲げる項目を除く。()	許容限度(単位) リットルにつきミリグラム (一、(二)、(四)及び■に	公共用水域に排出される汚水	項目・設置区分	下	下	下	下
	一般水域					畜舎	一般水域 A、一般水域	(一)及び(二) (現行のとおり)	(三) 削除
水道水	一般水域	水道水源水域	一般水域 A、一般水域	公共用水域に排出される汚水	備考 (現行のとおり)				
					この基準の適用は、次に掲げるとおりとする。				
					一から三まで (現行のとおり)				

(ウ) と畜場及び畜舎

水域区分	水道水	指定 作業場 に掲げる項目を除く。()	許容限度(単位) リットルにつきミリグラム (一)から(四)まで及び■	公共用水域に排出される汚水	項目・設置区分	下	下	下	下
	一般水域					畜舎	一般水域 A、一般水域	(一)及び(二) (略)	(三) 臭気 臭気度四を超える不快な臭気を帯びていないこと。
水道水	一般水域	水道水源水域	一般水域 A、一般水域	公共用水域に排出される汚水	備考 (略)				
					この基準の適用は、次に掲げるとおりとする。				
					一から三まで (略)				

(ウ) と畜場及び畜舎

(一)及び(二) (現行のとおり)	項目・設置区分		施設規模		源水域	
					A、一般 水域B、 島しよ及 びその海 域	
	以上のもの	養規模が五 、〇〇〇羽	又は鶏の飼 一トトル以上	〇〇平方メ ートル以上	総面積が五 上、豚房の メートル以 〇〇〇平方 面積が一、 は馬房の総 牛房若しく その他の もの	
	以上のもの	養規模が五 、〇〇〇羽	又は鶏の飼 一トトル以上	〇〇平方メ ートル以上	総面積が五 上、豚房の メートル以 〇〇〇平方 面積が一、 は馬房の総 牛房若しく その他の もの	B、島しよ及びその海 域

(一)及び(二) (略)	項目・設置区分		施設規模		源水域	
					A、一般 水域B、 島しよ及 びその海 域	
	以上のもの	養規模が五 、〇〇〇羽	又は鶏の飼 一トトル以上	〇〇平方メ ートル以上	総面積が五 上、豚房の メートル以 〇〇〇平方 面積が一、 は馬房の総 牛房若しく その他の もの	
	以上のもの	養規模が五 、〇〇〇羽	又は鶏の飼 一トトル以上	〇〇平方メ ートル以上	総面積が五 上、豚房の メートル以 〇〇〇平方 面積が一、 は馬房の総 牛房若しく その他の もの	B、島しよ及びその海 域

規模	施設 排水量が	五〇〇立	水道水源水域	許容限度単位 一リットルにつきミリグラム(一)、(二)、(四)及び■に掲げる項目を除く。(一)	公共用水域に排出される汚水
		五〇〇立			
	施設 排水量が	五〇〇立	一般水域A		
		五〇〇立	一般水域B		
	施設 排水量が	五〇〇立	島しょ及びその海域		
		五〇〇立			
施設 排水量が	—				
(工) (ア)から(ウ)までを除く指定作業場 (四)から■まで (現行のとおり) (三) 削除 (二) 削除 (一) (現行のとおり) この基準の適用は、次に掲げるとおりとする。 一から三まで (現行のとおり) 備考 (現行のとおり)					

規模	施設 排水量が	五〇〇立	水道水源水域	許容限度単位 一リットルにつきミリグラム(一)から(四)まで及び■に掲げる項目を除く。(一)	公共用水域に排出される汚水
		五〇〇立			
	施設 排水量が	五〇〇立	一般水域A		
		五〇〇立	一般水域B		
	施設 排水量が	五〇〇立	島しょ及びその海域		
		五〇〇立			
施設 排水量が	—				
(工) (ア)から(ウ)までを除く指定作業場 (四)から■まで (略) (三) 臭気 臭気度四を超える不快な臭気を帯びていないこと。 (二) 弗素含有量 一五 (一) (略) この基準の適用は、次に掲げるとおりとする。 一から三まで (略) 備考 (略)					

業種	項目・ 設置区分	方メートル					
		ル以上	ル未満	ル以上	ル未満	ル以上	ル未満
一 食料品	公共用水域に排出される汚水 許容限度(単位) リットルにつきミリグラム()						
二 化学工							
三 鉄鋼業							
四 金属製							
五 一から							
六 一							
		(一) (一) (現行のとおり)					
		(二) (二) (現行のとおり)					
		(三) 削除					
		(四) (四) (現行のとおり)					
		削除					
		(略)					
		この基準の適用は、次に掲げるとおりとする。					
		一から三まで (現行のとおり)					
		備考 (現行のとおり)					
		(三) 窒素含有量及び ^ホ 燐含有量に係る基準					
		ア 工場に係る基準					

業種	項目・ 設置区分	方メートル					
		ル以上	ル未満	ル以上	ル未満	ル以上	ル未満
一 食料品	公共用水域に排出される汚水 許容限度(単位) リットルにつきミリグラム()						
二 化学工							
三 鉄鋼業							
四 金属製							
五 一から							
六 一							
		(一) (一) (略)					
		(二) (二) (略)					
		(三) 臭気					
		(四) (四) (略)					
		含有量					
		一五					
		(略)					
		この基準の適用は、次に掲げるとおりとする。					
		一から三まで (略)					
		備考 (略)					
		(三) 窒素含有量及び ^ホ 燐含有量に係る基準					
		ア 工場に係る基準					

設置区分	項目・	規模	施設	区分		等の
				飲料・た	ばこ・飼	
上	ル以	方メ	立	五〇	排水	製造業、 業
	ト	方メ	立	五〇	排水	
満	ル未	方メ	立	五〇	排水	業
	ト	方メ	立	五〇	排水	
上	ル以	方メ	立	五〇	排水	品製造業
	ト	方メ	立	五〇	排水	
満	ル未	方メ	立	五〇	排水	四まで以
	ト	方メ	立	五〇	排水	
上	ル以	方メ	立	五〇	排水	外の製造
	ト	方メ	立	五〇	排水	
満	ル未	方メ	立	五〇	排水	業
	ト	方メ	立	五〇	排水	
工場						外

この基準の適用については、次に掲げるところによる。

一から四まで（現行のとおり）

備考

一及び二（現行のとおり）

三 窒素含有量及び^{ホウ}燐含有量の検定は、排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法に定める方法によるものとする（以下イ指定

施設区分	項目・	規模	施設	区分		等の
				飲料・た	ばこ・飼	
上	ル以	方メ	立	五〇	排水	製造業、 業
	ト	方メ	立	五〇	排水	
満	ル未	方メ	立	五〇	排水	業
	ト	方メ	立	五〇	排水	
上	ル以	方メ	立	五〇	排水	品製造業
	ト	方メ	立	五〇	排水	
満	ル未	方メ	立	五〇	排水	四まで以
	ト	方メ	立	五〇	排水	
上	ル以	方メ	立	五〇	排水	外の製造
	ト	方メ	立	五〇	排水	
満	ル未	方メ	立	五〇	排水	業
	ト	方メ	立	五〇	排水	
工場						外

この基準の適用については、次に掲げるところによる。

一から四まで（略）

備考

一及び二（略）

三 窒素含有量及び^{ホウ}燐含有量の検定は、排水基準を定める総理府令（昭和四十六年総理府令第三十五号）の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法に定める方法によるものとする（以下

第一種 区域	一 第一種低層住居 専用地域 二 第一種低層住居 専用地域 三 第一種中高層住 居専用地域 四 第一種中高層住 居専用地域 五 第一種住居地域 六 第二種住居地域 七 準住居地域 八 無指定地域(第 一種区域及び第二 種区域に該当する 区域を除く。)	臭気指 数一〇	臭気指 数二一	臭気指 数二五	臭気指 数二二	$\frac{q_{11}}{2.75} \times \frac{1}{H_0^2}$	$\frac{q_{11}}{3.57}$	臭気指 数一六
第二種 区域	一 近隣商業地域 二 商業地域 三 準工業地域 四 前三号に掲げる 地域に接する地先 及び水面	臭気指 数一二	臭気指 数三三	臭気指 数二七	臭気指 数二四	$\frac{q_{11}}{4.36} \times \frac{1}{H_0^2}$	$\frac{q_{11}}{5.66}$	臭気指 数二八
第三種 区域	一 工業地域 二 工業専用地域 三 前二号に掲げる 地域に接する地先 及び水面	臭気指 数二三	臭気指 数三五	臭気指 数三〇	臭気指 数二七	$\frac{q_{11}}{5.49} \times \frac{1}{H_0^2}$	$\frac{q_{11}}{7.12}$	臭気指 数一九

悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号)第三条の規定に基づき知事が指定する地
域内の工場又は指定作業場に対する規制基準は、第八十一条第三項(第八十二条第二項
において準用する場合を含む。)及び第九十一条において適用する場合を除き、適用し
ない。

備考

一 臭気指数とは、 気体又は水に係る悪臭の程度に関する値であって、 人間の嗅覚で

第一種 区域	一 近隣商業地域 二 商業地域 三 準工業地域 四 前三号に掲げる地域に接する 地先及び水面	臭気濃度五 〇〇	臭気濃度一五
第三種 区域	一 工業地域 二 工業専用地域 三 前二号に掲げる地域に接する 地先及び水面	臭気濃度一 〇〇〇	臭気濃度二〇

備考

一 臭気濃度とは、 臭気のある空気を無臭の空気中で臭気の感じられなくなるまで希釈
をした場合の当該希釈の倍数をいう。 以下同様。
二 悪臭の測定は、 知事が告示により定める方法により行うものとする。

その臭気を感じることができなくなるまで気体又は水の希釈をした場合におけるその希釈の倍数を求め、その希釈の倍数の値の対数に十を乗じて求めた値をいう。

二 悪臭の測定方法は、臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法（平成七年環境庁告示第六十三号）の規定に基づく方法によるものとする。

三 周辺最大建物の高さとは、周辺最大建物の高さ及び周辺最大建物と敷地境界の最短距離の算定の方法（平成十一年環境庁告示第十九号）第一条の規定に基づく方法により算出される周辺最大建物（対象となる工場又は指定作業場の敷地内の建物）建築基準法第一条第一号に定める建築物及び建築基準法施行令第百二十八条第三項で指定する工作物をいう。）で、排出口から当該建物の高さの十倍の距離以内の範囲に当該建物の一部若しくは全部が含まれるものうち、高さが最大のものをいう。（の）の高さ（単位メートル）をいう。

四 qとは、排出ガスの臭気排出強度（単位 標準状態に換算した立方メートル毎分）を表す。

五 Hとは、排出口の実高さ（単位メートル）を表す。

六 F_{max} とは、悪臭防止法施行規則（昭和四十七年総理府令第百三十九号）第六条の第一項第一号の規定に基づく方法により算出する値を表す。

別表第八から別表第十三まで（現行のとおり）

別表第八から別表第十三まで（略）